

# 第3編 後期基本計画



## 後期基本計画の施策体系

本市の将来都市像「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を実現するため、後期基本計画の施策体系を以下のとおり設定します。

まちづくりの目標	施策名	施策小項目
第1章 ふれあい・交流・ 協働のまちづくり (市民交流部門)	第1節 コミュニティ活動の推進	(1)自治会活動の支援 (2)コミュニティ活動の支援
	第2節 <small>ひとひと</small> 女と男が互いに認め合う 社会づくり	(1)男女共同参画の意識づくり (2)男女共同参画の環境づくり (3)男女共同参画推進の体制づくり (4)男女がともに働きやすい環境づくり (5)配偶者等に対するあらゆる暴力のない 社会づくり
	第3節 平和で思いやりのある 地域社会づくり	(1)平和意識の高揚 (2)人権教育・同和教育の推進 (3)人権啓発活動の推進 (4)市民相談の充実
	第4節 国際性豊かなまちづくり	(1)多文化共生の推進 (2)国際交流の充実
	第5節 都市間交流における人づくり	(1)国内交流の充実
	第6節 市民参加のまちづくり	(1)市民参画の推進 (2)市民と行政による協働の推進 (3)市民活動の支援
第2章 元気・健やか・幸 せのまちづくり (健康福祉部門)	第1節 市民が参加する福祉のまち づくり	(1)地域福祉活動の支援 (2)福祉意識の醸成 (3)支援体制の構築
	第2節 未来を育む児童福祉の推進	(1)地域における子育ての支援 (2)子どもの健やかな成長の支援 (3)子育て環境の整備
	第3節 いきいき暮らせる高齢者 福祉の推進	(1)高齢者の社会参加の促進 (2)高齢者の日常生活の支援 (3)介護予防の充実 (4)介護保険事業の充実
	第4節 みんなが支えあう障がい者 (児)福祉の推進	(1)障がい者の地域生活の支援 (2)保健・医療との連携 (3)障がい者の社会参加の促進
	第5節 生涯を通じた健康づくり の推進	(1)食育の推進 (2)母子保健の充実 (3)生活習慣病予防の推進 (4)感染症予防の推進 (5)歯科口腔保健の推進

まちづくりの目標	施策名	施策小項目
第2章 元気・健やか・幸 せのまちづくり (健康福祉部門)	第6節 スポーツによる健康・体力づくり	(1)健康・体力づくりの推進 (2)スポーツ、レクリエーション活動の支援 (3)スポーツ環境の整備
	第7節 地域医療体制の充実	(1)医療情報の発信 (2)救急医療体制の充実 (3)在宅医療の推進
	第8節 健康保険・年金による社会保障	(1)国民健康保険給付の適正化 (2)国民健康保険財政の健全運営 (3)国民年金の制度周知
	第9節 自立支援と生活保障	(1)生活保護制度の適正な運用 (2)生活困窮者自立支援事業の充実
第3章 うるおい・安心・快 適なまちづくり (生活環境部門)	第1節 調和のとれた住環境づくり	(1)良好な宅地開発の促進 (2)地区計画制度の活用 (3)魅力的な地域景観の形成 (4)公的住宅の供給促進
	第2節 みどり豊かなまちづくり	(1)公園の適正な維持管理 (2)身近な公園の整備と公共空間の確保 (3)緑化の推進とみどりの保全 (4)水辺空間の整備
	第3節 美しい水環境の創出	(1)汚水処理施設の整備 (2)合併処理浄化槽の普及 (3)汚水処理施設管理の充実 (4)浄化槽の管理 (5)農業集落排水の運営 (6)水環境保全の推進
	第4節 環境にやさしいまちづくり	(1)地球環境の保全 (2)地域環境の保全 (3)公害の未然防止対策 (4)自然環境の保全 (5)循環型社会の構築 (6)廃棄物の適正な処理
	第5節 災害に強いまちづくり	(1)危機管理体制の充実 (2)水防体制の充実 (3)防災施設の充実 (4)防災・減災に対する市民の意識の高揚 (5)旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化の支援
	第6節 総合的な治水対策の推進	(1)河川の整備 (2)雨水処理施設の整備 (3)雨水処理施設管理の充実
	第7節 暮らしを支える上水道の充実	(1)水道施設の整備 (2)水の安定供給 (3)水質管理の充実

まちづくりの目標	施策名	施策小項目
<b>第3章</b> <b>うるおい・安心・</b> <b>快適なまちづくり</b> <b>(生活環境部門)</b>	第8節 安全で明るいまちづくり	(1)防犯体制の充実
	第9節 交通事故のないまちづくり	(1)道路交通環境の整備 (2)交通安全意識の高揚
	第10節 安心して暮らせる消防・ 救急体制の強化	(1)消防体制の充実 (2)火災予防対策の推進 (3)救急・救助体制の充実
	第11節 消費者保護の推進	(1)消費者保護の充実 (2)消費者団体の育成
<b>第4章</b> <b>躍動・活力・賑わ</b> <b>いのまちづくり</b> <b>(地域振興部門)</b>	第1節 秩序ある土地利用の推進	(1)計画的な土地利用の推進
	第2節 新しい市街地の整備	(1)吉川中央地区の整備 (2)吉川美南駅周辺地域の整備
	第3節 快適な道路網の充実	(1)幹線道路の整備 (2)生活道路の整備 (3)道路の維持管理の充実
	第4節 充実した公共交通網の整備	(1)都市間交通の充実 (2)市内公共交通網の整備 (3)交通利便性の向上
	第5節 魅力ある農業の振興	(1)農業経営の活性化 (2)市民に理解される農業振興 (3)生産基盤の整備
	第6節 賑わいある商業の振興	(1)経営の安定化 (2)商業基盤の整備
	第7節 活力ある工業の振興	(1)経営の安定化 (2)工業団地の整備 (3)企業の立地推進
	第8節 労働環境の充実	(1)就労機会の拡大 (2)勤労者福利厚生への充実 (3)働くひとのための相談の利用促進
	第9節 観光の充実	(1)観光事業の充実 (2)観光資源の開発
<b>第5章</b> <b>生きがい・学び・</b> <b>伸びゆくまちづくり</b> <b>(教育文化部門)</b>	第1節 生涯学習による人づくり・ まちづくり	(1)生涯学習への支援 (2)市民参加による事業の推進 (3)学習内容の充実 (4)学習情報の提供 (5)学習施設の整備充実 (6)人材の育成・活用 (7)団体の育成・支援
	第2節 豊かな人間性を培う学校 教育の充実	(1)確かな学力の向上 (2)教員の指導力の充実 (3)健やかな心と身体の成長 (4)学校施設と教育環境の整備 (5)進学機会の確保 (6)地域と歩む学校

まちづくりの目標	施策名	施策小項目
第5章 生きがい・学び・ 伸びゆくまちづくり (教育文化部門)	第3節 青少年健全育成の充実	(1)健全育成活動の充実 (2)教育相談活動の充実 (3)非行防止活動の充実 (4)いじめや不登校の早期対応・解消
	第4節 幼児教育の充実	(1)幼児教育の支援 (2)保育所・幼稚園・小学校の連携
	第5節 家庭・地域・学校の連携	(1)家庭教育学級の充実 (2)保護者への支援 (3)地域の教育力の活用
	第6節 多彩で個性ある文化の創造 と伝承	(1)文化財の保護・保存 (2)歴史資料の収集・調査・保存・活用 (3)文化財愛護活動の推進 (4)芸術文化活動への支援 (5)施設の整備充実
第6章 まちづくりの 推進のために (行政運営)	第1節 広聴・広報の充実	(1)広聴の充実 (2)広報の充実
	第2節 情報公開の推進	(1)情報公開・個人情報保護の適正な運用 (2)積極的な情報の提供
	第3節 情報化の推進	(1)情報機器の適正な管理運用 (2)情報通信技術を活用した利便性の向上
	第4節 計画的・総合的な行政の推進	(1)行政評価によるマネジメントの推進 (2)品質マネジメントシステムの推進 (3)計画的な行財政改革の推進 (4)組織体制の整備 (5)人事管理の充実
	第5節 持続可能な財政運営	(1)計画的な財源配分 (2)計画的な市債の活用 (3)財源の確保 (4)財政状況の公開
	第6節 公有財産の適正管理	(1)公有財産の適正管理 (2)新庁舎の建設 (3)公共施設等のマネジメント確立
	第7節 地方分権の推進	(1)権限移譲の推進 (2)広域連携の充実
	第8節 シティプロモーションの推進	(1)魅力の発掘と充実 (2)新たな魅力の創出

# 後期基本計画の見方

第1章 ふれあい・交流・協働のまちづくり

## 第1節 コミュニティ活動の推進

**【施策の目的】**  
 ○すべての人と人が結びつき、相互に理解し深く関わりあう地域社会の実現をめざします。

**1 現状と課題**  
 地域コミュニティ活動への参加率が前進しない状況にあるとともに、自治会参加率も少しています。その背景として、高齢化や共働き世帯の増加や都市開発により地域コミュニティが形成途上であることが考えられます。  
 また、自治会等地域活動への理解や必要性の認識が不足しているとともに、活動への加意欲があっても参加できない環境にある市民が多いことが推察できます。

**2 節の体系**

コミュニティ活動の推進

自治会活動の支援

コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動の支援

**■まちづくりの目標**  
 基本構想に掲げる将来像を達成するための目標です。全部で6部門となっています。

**■施策名**  
 まちづくりの目標のための取組みを目的ごとに「施策」としています。

**■施策の目的**  
 施策に取組んだ結果として、どのようなめざすべき姿があるかを示しています。

**■現状と課題**  
 これまでの取組みの進捗や、これから必要なこと、課題を整理しています。

**■節の体系**  
 施策名と施策小項目を体系的に示しています。

**■施策小項目**  
 施策の目的を達成するために、計画期間内に取組む内容を示しています。

**■施策指標・目標指標**  
 「施策の目的」の達成に向け、取組み（活動）による効果・成果を測るものさし（成果指標）を設定し、5年間の目標値を示しています。

**■関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）**  
 節ごとに、市民、事業者、地域等で協働により取組めることについて示しています。

**◆用語解説**  
 「\*」印がある用語については、資料編に用語の解説があります。

## 第1節 コミュニティ活動の推進

### 【施策の目的】

○すべての人と人が結びつき、相互に理解し深く関わりあう地域社会の実現をめざします。

### 1 現状と課題

地域コミュニティ活動への参加率が前進しない状況にあるとともに、自治会参加率も少しています。その背景として、高齢化や共働き世帯の増加や都市開発により地域コミュニティが形成途上であることが考えられます。

また、自治会等地域活動への理解や必要性の認識が不足しているとともに、活動への加意欲があっても参加できない環境にある市民が多いことが推察できます。

### 2 節の体系



### 3 施策小項目

#### (1) 自治会活動の支援

- ①自治会や自治連合会と協働し、自治会加入促進を強化します。
- ②自治会活動に対する市民の理解促進のため、市民の意識啓発に努めます。
- ③自治会が行う様々な地域活動を支援します。
- ④活動地点の整備等に係る支援と公共施設の有効活用を図ります。

#### (2) コミュニティ活動の支援

- ①住民同士や団体同士がふれあう機会をつくります。
- ②ボランティア団体やNPO\*等の各団体間のネットワークづくりを支援します。
- ③コミュニティ活動の活性化のため、関連情報を積極的に提供します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
地域コミュニティ活動への参加率	%	52.4 (H28)	60
市民活動サポートセンター*の登録者 (団体・個人)	団体個人	120 (H27)	150
自治会加入率	%	73.57 (H27)	80

### 関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇自治会活動への理解や加入の必要性の認識を高め、地域活動への参加に努めます。  
 ◇自治会、ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体は、団体間の交流に努めるとともに、地域住民の理解を深めるために自らの活動内容の情報発信に努めます。